

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する自動車等の使用停止
処分における処分車両及び使用停止期間の決定に関する基準

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準」（平成25年9月30日付け九運公第29号。以下、処分基準という。）3.（5）及び「一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用」（平成25年9月30日付け九運公第30号。以下、解釈運用基準という。）I3.（2）に基づき、自動車等の使用停止処分における使用停止車両及び使用停止期間の決定に関する基準を以下のとおり定める。

1. 使用停止する車両

使用停止する車両は、違反事実に基づき算定された処分日車数に基づく使用停止車両（以下、処分車両という。）のほかに、解釈運用基準3.（2）により算定された遊休車両に対しても使用停止を行う。

この場合は、算定後の処分車両数に遊休車両数を加えたものを処分車両数とする。

ただし、停止しようとする車両数が当該営業所の配置車両数の30%を超える場合は、30%を上限とし、処分日車数と同数を限度とする。

2. 使用停止車両数

（1）処分車両の使用停止車両数

処分車両の使用停止を行う車両数は、当該違反営業所等の配置車両数から遊休車両数を減じた車両数と処分日車数に応じて下表により算出した車両数とする。

$$\text{処分車両数} = (\text{配置車両数} - \text{遊休車両数}) \times 0.15 \sim 0.25 \quad (\text{端数切上げ})$$

処分内容(処分日車数)	処分車両数(端数切上げ)
～50日車	(配置車両数－遊休車両数) × 15%
51日車～199日車	(配置車両数－遊休車両数) × 20%
200日車～	(配置車両数－遊休車両数) × 25%

（2）遊休車の使用停止車両数

遊休車の使用停止車両数は、解釈運用基準3.（2）により算定された、監査日前3ヶ月間の実働率から算出した車両数。

$$\text{遊休車両に対する使用停止車両数} = \text{監査日保有車両数} \times (1 - \text{実働率})$$

3. 使用停止期間

処分車両を使用停止する期間は、処分日車数を使用停止する車両数で除して得た数（端数切下げ）とする。この場合において、処分日車数に余りが生じたときは、使用停止する事業用自動車のうち1両について、当該余りに相当する日車数の使用停止をさらに行うものとする。

なお、使用停止する期間が6ヶ月を超えなお処分日車数に余りが生じたときは、上記1.の規定にかかわらず使用停止する車両数を1両単位で増加して再計算することとし、使用停止する期間の最長は6ヶ月を超えないものとする。

$$\text{処分期間} = \text{処分日車数} \div \text{使用停止車両数} \quad (\text{端数切捨て})$$

4. 使用停止対象車両

(1) 処分車両の対象車両

使用停止を行う車両は、遊休車両以外の車両について、次に掲げる①、②、③、④の順に、該当する車両を使用停止処分の対象車両とする。

①違反車両

②違反車両と初度登録年月が同一の車両（④の車両を除く）

③配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両（④の車両を除く）

④特殊需要に対応する車両

(2) 遊休車両の対象車両

監査日前3ヶ月間の稼働状況に基づき、稼働率の低いものから順に選定する。

附 則

- 1 この基準は、平成25年11月1日から施行する。